

2020年度後期（第3Q・第4Q） スタディアブロード奨学金在籍延長支援枠の申請方法について

1 申請資格

金沢大学（以下「本学」という。）の学域及び大学院に在学する正規生で、平成25年2月1日以降に留学許可を得て海外留学することによって、標準修業年限を超えて在籍する必要が生じた者。

2 支給金額

標準修業年限を超えた年における在籍期間のうち、留学許可を得て海外留学した期間に応じて、クォーター毎に12万5千円（半期毎に25万円）を支給します。ただし、支給対象期間は、留学許可を得た期間を限度とします。

3 提出書類

- (1) スタディアブロード奨学金在籍延長支援枠申請書（別紙様式1）
- (2) スタディアブロード奨学金在籍延長支援枠請求書（別紙様式2）
※請求するクォーターまたは学期毎にそれぞれ1枚ずつ提出。
- (3) 本学が定める預金口座振込依頼書（学生本人名義の口座）
※キャッシュカードまたは通帳見開きページコピー（文字や数字がはっきりと確認できるも）を裏面にのりで貼り付けること。

4 提出時期・提出先

令和2年10月30日（金）までに角間キャンパスの学生は、国際部留学企画課留学推進係、宝町・鶴間キャンパスの学生は所属学域・研究科の学務係に提出してください。標準修業年限を超えた年の4月に申請をした方は今回申請不要です。標準修業年限を超えた年の4月に留学していた場合または休学していた場合は、今回の締切までに申請してください。

5 支給方法

授業料の納入を確認後、提出された請求書に基づき、本人名義の金融機関預金口座に前期（第1Q・第2Q）、後期（第3Q・第4Q）に振り込みます。

留年期間中に授業料免除を申請している学生は、その結果を受けて支給額を決定・振入を行いますので、振入が遅れるまたは振込まれない可能性があります。（全額免除⇒本奨学金対象外、半額免除⇒本奨学金半額支給）

***この奨学金制度は、学費免除と異なりますのでご注意ください。**

6 その他

- (1) 以下項目のいずれかに該当する者は、選考の対象となりません。
 - ・ 選考時において既に退学届を提出しており、退学する意思があることが明らかな者
 - ・ 試験等における不正行為や刑事事件等による懲戒処分を受けた者
- (2) 受給者が、受給対象となった当該年度の末日までに試験等における不正行為や刑事事件等による懲戒処分を受けた場合、国際担当副学長は、当該年度のスタディアブロード奨学金在籍延長支援枠の採用の決定を取り消します。
- (3) (2)により、スタディアブロード奨学金在籍延長支援枠の採用決定を取り消された者は、給付された奨学金の全額を速やかに返金しなければなりません。

【問合せ先】

国際部留学企画課留学推進係

TEL:076-264-5243 FAX:076-234-4043

E-mail:studyabroad@adm.kanazawa-u.ac.jp